

2021.07.01

ESG リスクトピックス <2021 年度第 4 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 海洋汚染 ■

環境省がマイクロプラスチック*削減に向けたグッド・プラクティス集を発表

環境省は 5 月 13 日、マイクロプラスチック削減のために日本企業が有する技術・ノウハウを取りまとめたグッド・プラクティス集を公表した。

日本は、2019 年 6 月の G20 大阪サミットで、2050 年までにプラスチックごみによる追加の海洋汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案した。本書では同ビジョンの実現に向けて、マイクロプラスチックの発生抑制・流出抑制・回収に資する 12 の日本企業等の取り組みが提示されている。

* 粉碎され、直径 5mm 以下になった小さなプラスチックであり、海洋生態系への影響などが懸念されている。

(参考情報：2021 年 5 月 13 日付 環境省 HP：<https://www.env.go.jp/press/109499.html>)

■ 脱炭素 ■

花王、2050 年までに「カーボンネガティブ」実現へ脱炭素の新目標策定

花王は 5 月 19 日、事業活動に伴い排出される CO2 を 2040 年までにカーボンゼロ、2050 年までには自社製品や技術による削減を合わせて事業活動による CO2 排出量よりも吸収量を多くする「カーボンネガティブ」を目指す新たな脱炭素目標を公表した。

当該目標の達成を見据え、SBTi* から 19 年に認定を取得した「2.0°C 目標」を「1.5°C 目標」に引き上げ申請中であることや、国連グローバル・コンパクト、SBTi、We Mean Business が「1.5°C 目標」の設定を企業に要請する「Business Ambition for 1.5°C」に署名することも公表した。

* Science-based Targets イニシアチブ。CDP、国連グローバル・コンパクト、世界資源研究所（WRI）、世界自然保護基金（WWF）の国際的な共同イニシアチブ。企業による温室効果ガス削減目標が、パリ協定にある脱炭素化のレベルと一致しているかどうか、科学的根拠に基づいているかを検証、認定

(参考情報：2021 年 5 月 19 日付 花王 HP：<https://www.kao.com/jp/corporate/news/sustainability/2021/20210519-001/>)

■ 自然資本と生物多様性 ■

UNEP と Capitals Coalition、「生物多様性ガイダンス」のナビゲーションツールをリリース

国連環境計画の世界自然保全モニタリングセンター（UNEP-WCMC）と、自然資本と社会資本のインパクトガイダンス策定団体 Capitals Coalition は 5 月 25 日、企業・金融機関向け「生物多様性ガイダンス」の学習ナビゲーションツールをリリースした。

「生物多様性ガイダンス」は、2020 年 9 月に Capitals Coalition と英ケンブリッジ大学の Cambridge Conservation Initiative が発行した自然資本プロトコル（NCP）の補助ガイダンス。企業や金融機関が生物多様性から受ける価値を理解し、組織における意思決定に反映できるように設計されている。

今回リリースされた学習ナビゲーションツールは、質問事項に対するユーザーの回答に基づいて、そのユーザーがガイダンスのどの部分をより深く学べば良いのかといったアドバイスを提供。ユーザーの理解度に合わせて学習をサポートする。

（参考情報：2021 年 5 月 25 日付 Capitals Coalition HP：<https://capitalscoalition.org/new-biodiversity-guidance-navigation-tool-launched/>）

■ 情報開示 ■

Sustainable Apparel Coalition、製品の環境影響開示プログラムを開始

アパレル業界の国際サステナビリティ団体である Sustainable Apparel Coalition は 5 月 27 日、技術パートナーの Higg 社と共に、製品の環境影響に関する情報を公開する「Higg Index 透明性プログラム」の開始を発表した。同プログラムは、素材の情報に基づき、製品の用水量や温室効果ガス排出量、化石燃料使用量等の環境影響に関する情報をスコアカードやラベルで表示するもので、既に Amazon や H&M が参画を表明。今後 2 年間で、製造過程や企業のサステナビリティデータも対象に加える予定としている。

（参考情報：2021 年 5 月 27 日付 Sustainable Apparel Coalition HP：<https://apparelcoalition.org/press-releases/transparency-program-launch/>）

Social—社会—

■ 人権 ■

「ビジネスによる LGBT 平等サポート宣言」に大手企業が賛同

Equality Act Japan*は、5 月 17 日「ビジネスによる LGBT 平等サポート宣言」への賛同を呼びかけた。本宣言は、日本における LGBT 平等法の導入を支持し、性的指向や性自認に基づく差別を禁止し、誰もが平等に扱われるインクルーシブな職場・社会づくりを目指すことを表明するもの。LGBT 平等法については、6 月に閉会した国会での法案提出は見送られたが、次期以降の国会での成立を目指すとしている。日本企業としては、楽天グループやセガサミーホールディングスなどの企業が賛同している。

* 全国 100 を超える LGBT 関連団体の連合体の「LGBT 法連合会」、世界最大級の国際人権 NGO「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」、スポーツと LGBT に関する活動を展開する「アスリート・アライ」、LGBT のエンパワーメントのための国際署名プラットフォーム「ALL OUT」が協働して LGBT 平等法の制定を求める国際署名キャンペーン

（参考情報：2021 年 4 月 19 日付 LGBT 法連合会：<http://lgbtetc.jp/news/1896/>
Equality Act Japan HP：<https://equalityactjapan.org/>）

■ ハラスメント ■

パワハラ認知の企業の約半数が対応せず、厚生労働省調査で判明

厚生労働省が4月30日に公表した職場のハラスメント実態調査で、会社がパワハラの実態（可能性含む）を認めた場合でも「特に何もしなかった」と回答する被害者が47.1%と最多だった。企業のハラスメント、特にパワハラへの対応不足が明らかになった。また、過去3年間のハラスメント被害の割合は、パワハラが31.4%、顧客等からの著しい迷惑行為が15.0%、セクハラが10.2%だった。

(参考情報：2021年4月30日付 厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18384.html)

■ 人権 ■

UNECE、アパレル製品トレーサビリティ保証のイニシアチブを発足

国連欧州経済委員会（UNECE）は5月20日、アパレル業界のサプライチェーン上の環境・倫理の向上に向け、マルチステークホルダー型のイニシアチブ「サステナビリティ誓約」の発足を公表した。環境負荷の低い商品やリユース・リサイクル拡大などを求める消費者ニーズに応えるため、衣料品の原料や製造過程のトレーサビリティ向上などを進める。今後は、政府や企業、業界関係者からの自発的な署名を募る。

* UNECE（United Nations Economic Commission for Europe）国際連合欧州経済委員会は、国際連合の経済社会理事会の地域経済委員会のひとつ。1947年に設立、現在の参加国は56か国。欧州地域を中心とする加盟国の経済の関係強化を目的とし、情報の交換や相互協力方法の立案などを行う。

(参考情報：2021年5月20日付 UNECE HP：<https://unece.org/circular-economy/press/unece-launches-sustainability-pledge-measurable-and-verifiable>)

■ 人権 ■

英人権 NGO、世界の主要アパレル企業 64 社の半数以上で強制労働可能性を指摘

英人権 NGO の「KnowTheChain」は、世界のアパレル企業 64 社を対象にサプライチェーンにおける強制労働の対策状況をまとめ、5月26日に公表した報告書で、半数以上で強制労働の申立が確認されたことを明らかにした。対象には日本企業 5 社を含み、一部企業について対策の不十分さを指摘した。

(参考情報：2021年5月25日付 KnowTheChain HP：<https://knowthechain.org/wp-content/uploads/2021-KTC-AF-Benchmark-Report.pdf>)

■ 人権 ■

改正障がい者差別解消法が成立、企業などに合理的配慮を義務付け

改正障がい者差別解消法が5月28日、参院本会議で可決・成立した。公布日（6月4日）から3年以内に施行される。改正前において、障がい者の移動や意思疎通などを過度な負担とされない範囲で支援する「合理的配慮」は企業の努力義務とされていたが、これを企業に義務付けた。一方、差別を直接的理由とする罰則は新設されなかったが、差別を不当に繰り返すなどの場合は、従来通り、指導や勧告、過料の対象となる。

(参考情報：2021年6月 内閣府 HP：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>)

Governance—ガバナンス—

■ サステナビリティ・トランスフォーメーション ■

経済産業省、「サステナブルな企業価値創造のための長期経営・長期投資に資する対話研究会」を立ち上げ

経済産業省は5月28日、「サステナビリティ・トランスフォーメーション* (SX)」の取組を具体化させるために、「サステナブルな企業価値創造のための長期経営・長期投資に資する対話研究会 (SX研究会)」を立ち上げた。

本研究会では、近年のグローバルにおけるステークホルダー資本主義や、ESG投資・SDGs経営の重要性の高まりを踏まえ、企業の長期経営や投資家の長期投資、それに伴う具体的な対話の課題や在り方を明確にしていく。また、その要素を『価値協創ガイダンス**』に反映させることで、同ガイダンスを、SXを踏まえた企業と投資家の対話や統合的な情報開示のフレームワークとして改訂することを目指すとともに、『伊藤レポート3.0***』としてもとりまとめていく予定。

- * 長期の時間軸の中で、社会課題を経営に取り込むことで企業の稼ぐ力を強化していく取組
- ** 価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス(2017年5月経済産業省策定)
- *** 企業が投資家との対話を通じて、企業価値を持続的に高めていくための取り組みに関する提言をまとめた報告書(2014年・2017年経済産業省策定)

(参考情報：2021年5月28日付 経産省 HP：<https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210528005/20210528005.html>)

全般・その他

■ テレワーク ■

総務省、テレワークセキュリティガイドライン第5版を公表、全企業で導入可能な指針示す

総務省は5月31日、「テレワークセキュリティガイドライン第5版」を公表した。第4版(2018年4月)以来の全面改訂で、昨今のテレワークを取り巻く環境やセキュリティ動向の変化に対応。▽経営者・システム管理者・勤務者の具体的役割▽テレワーク利用時のトラブル事例▽セキュリティ対策▽クラウドサービス利用上の留意事項▽ゼロトラストセキュリティの考え方——などを追加した。さらに、専任担当者が不在の中小企業などを念頭に最低限のセキュリティ確保のためのチェックリストも公表。全ての企業がテレワークを導入・活用するための指針を示した。

(参考情報：2021年5月31日付 総務省 HP：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00111.html)

今月の『注目』トピックス

<スチュワードシップ>

OGPIF が機関投資家のスチュワードシップ行動に関する上場企業向けアンケート結果を公表

(参考情報 : 2021 年 5 月 12 日付 GPIF HP :

https://www.gpif.go.jp/investment/stewardship_questionnaire_06.pdf)

年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) は 5 月 12 日、機関投資家のスチュワードシップ行動に関する上場企業向けアンケートの集計結果を公表した。本アンケートは運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価や「目的を持った建設的な対話」(エンゲージメント)の実態を把握し、全体のレベルアップに繋げることを目的に 2016 年から毎年実施されており、今回で 6 回目となる。東証 1 部上場企業 2,186 社を対象とし、681 社から回答を得た。

アンケートは「機関投資家の現状・変化」「自社の IR 及び ESG 活動」「GPIF の取組」に関するもの。企業の積極的な取組による非財務情報の開示の充実と、開示情報を活用する投資家の増加という好循環が進んでいることがうかがわれる結果となった。アンケート結果の概要は以下のとおり。

<アンケート結果の概要>

- ・機関投資家との対話において、約 7 割の企業が長期ビジョンを提示。長期ビジョンの想定期間を 10 年以上と回答した企業が初めて半数を超え (53.5%)、20 年以上と回答した企業も前回の 3.3%から増加し 6.5%となった。
- ・機関投資家による統合報告書の活用について、「進んでいると感じている」と回答した企業が 61.7%と、前回 (50.0%) から大幅に増加。統合報告書記載内容に関する具体的な対話の増加や、統合報告書の評価や今後の記載内容への要望を機関投資家からフィードバックする動きが見られた。
- ・コロナ禍を受けて、78.1%の企業が機関投資家との対話の内容・テーマに変化があったと回答。具体的には、COVID-19 による環境変化を踏まえた事業影響や戦略・方針の変更、ビジネスモデルの変革に関する対話や、従業員の健康・安全や働き方改革など、S (社会) に関するテーマの対話が増加した、等の回答が見られた。
- ・また、コロナ禍を受けて自社の ESG 取組に変化があったと回答した企業は 51.6%にのぼり、従業員の安全や働き方改革に関する取組の変化が多く見られたほか、ポストコロナの社会ニーズに対応する新製品開発のため、ESG タスクフォースを立ち上げた企業も見られた。
- ・TCFD に賛同している企業は 31% (208 社) であった。そのうち、既に TCFD に沿った情報開示を実施していると回答した企業は 67% (139 社) であり、前回 (61 社) から大幅に増加した。
- ・ESG 活動における主要テーマとして、71.7%の企業が「コーポレートガバナンス」を挙げており、前回に引き続き、最大のテーマとなった。また、前回比での回答率の伸びが著しいテーマとしては、「気候変動」(前回比+9.7%)、「健康と安全」(前回比+8.0%)、「環境市場機会」(前回比+3.8%) が挙げられ、幅広い ESG 関連テーマに対する関心の高まりがうかがえる。

Q&A



Question

6月11日に施行された改訂版コーポレートガバナンス・コード（以下、改訂版CGコード）では、「サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への取組み」の充実が求められていますが、企業としてどのように取り組めばよいのでしょうか。

Answer

1. 改訂版CGコードで充実化が求められる「サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への取組み」

より高度なガバナンスの発揮、および2022年4月からの東京証券取引所における新市場区分の適用開始と連動させることを企図し、改訂版CGコードが6月11日より施行されました。

<改訂版CGコードの主要改訂テーマ>

- 取締役会の機能発揮
- 企業の中核人材における多様性（ダイバーシティ）の確保
- サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への取組み
- その他個別の項目
 - ・グループガバナンスの在り方
 - ・監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理
 - ・株主総会関係（株主の権利行使のための適切な環境整備） 他

中でも「サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への取組み」においては、新市場区分における「プライム市場」に適合するにはTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の枠組みに準じた情報開示を求められるなど、高度なESG課題の管理・対応、情報開示の充実等が求められています。

該当の改訂箇所は「原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題」の補充原則2-3①であり、以下のように改訂されました。本補充原則の改訂では、ESG課題を重要な経営課題であると「認識し」、企業価値の向上の観点から「検討を深める」ことを要求しています。

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

補充原則2-3① ※太字・下線は、新たな記載。削除部分は省略

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適切な取引、自然災害等への危機管理など、

サステナビリティを巡る課題への対応は、

リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると**認識し**、中長期的な企業価値の向上の観点から、

これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう**検討を深める**べきである。

(東証 コーポレートガバナンス・コードより引用)

E（環境）、S（社会）、自然災害等の持続可能性に影響を与える課題に目を向けよ、ということを明確に提示

サステナビリティ（ESG課題）は経営を取り巻く重大な課題と**認識し**、機会とリスクの両面で捉え、経営の意思決定において考慮するために**検討を深める**

2. 要求事項を踏まえた取組みのポイント

ESG 課題を「(適確に) 認識」し「検討を深める」ために、それらの課題をリスクと機会の両面での分析が欠かせませんが、本稿では主に“リスク”の側面で認識・検討を深め、要求事項に対応するためのポイントを解説します。

(1) リスクマネジメント部署とサステナビリティ部署の連携強化

昨今、SDGs の社会全体での浸透や ESG 投資の流れを踏まえ、「サステナビリティ（または ESG /SDGs）」を冠した部署・組織（委員会等）の役割を高度化（例：社会貢献的な取り組みからの脱却等）する、または新設する企業が増えています。それらの部署・組織はサステナビリティレポート等での情報開示を目的に、「自社事業と ESG 課題や SDGs との紐づけ・関連性整理」等を行っているケースが多くみられます。しかしながらそのような紐づけ・関連性整理だけに終始し、それらの課題に関連する“リスクの検討”が不十分であることが少なくありません。そもそも、ESG 課題に関連するリスクを検討するうえで、従来からあるリスクマネジメント部署の取り組みとなんら連携しないまま、サステナビリティ部署が勝手に分析・情報開示してしまっているような企業も散見されます。

ESG リスクを「(適確に) 認識し」「検討を深める」ためには、サステナビリティ部署はリスクマネジメント部署と以下のような連携を目指すことが重要となります。

- 従来のリスクアセスメント取り組みを活用し（または高度化させ）、ESG 関連リスクの社内での実態（社員のリスク認識、対峙しているステークホルダーからの要望・要求の実態、関連するリスク対策の十分度など）を把握する
- 重点的に取り組むべきリスクのテーマ選定（優先順位をつける）対象に、ESG 関連リスクテーマも包含させていく
- ESG 関連リスクの低減対策も、従来のリスク対策推進の仕組みを通じて展開させる

(2) リスクに関する情報開示の連関性確保

また、同種の問題として、サステナビリティ部署が開示している ESG 関連リスクの情報と、リスクマネジメント部署が開示しているリスクの情報が、まったく連関性・整合性が取れていないケースも多くみられます。さらには有価証券報告書における「事業等のリスク」の記載も全く連関しておらず、“三者三様の開示”を株主を中心としたステークホルダーに行ってしまうケースも少なくありません。このような状態にあっては、取締役が自社を取り巻くリスクを「(適確に) 認識し」「検討を深め」ているのとは程遠い状況、といっても過言ではありません。

サステナビリティ部署・リスクマネジメント部署に“IR 部署”も加え、整合性の取れた取り組み・情報開示を志向し、連携を強化していくことが重要となります。

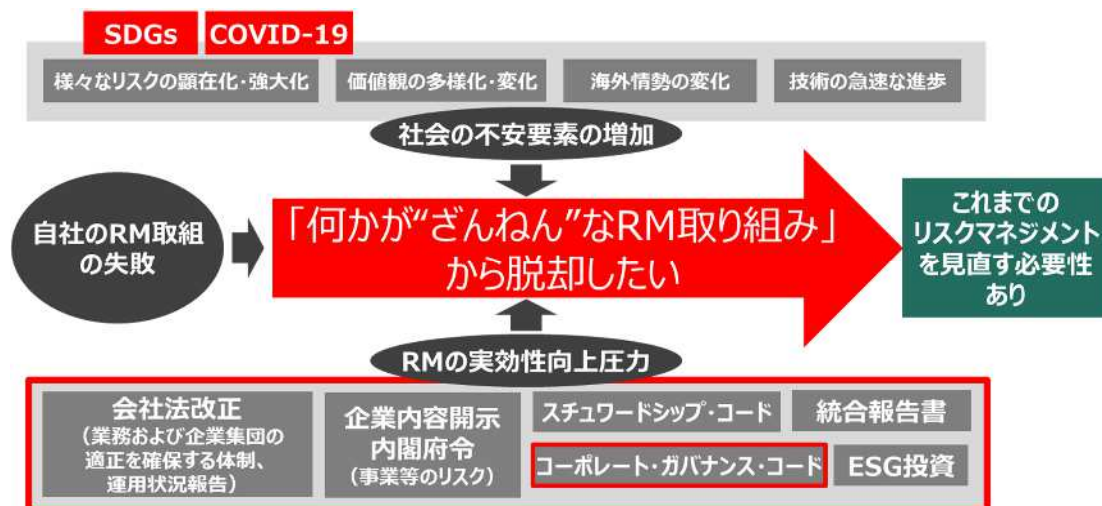
なお、このような、社内各部の取り組みの不整合を是正するためには、“マテリアリティ（重要課題）”をベースとした取り組みの統合がキーとなります。詳細は別の機会に、本紙にて解説いたします。

最後に～「なにかが“ざんねんな”リスクマネジメント取り組み」のアップデートを～

以上のような取り組みを進めるうえで、リスクマネジメント部署の取り組みは重要なキーとなりますが、「既存のリスクマネジメント取り組み自体が形骸化し、機能しておらず連携のしようがない」というケースもみられます。改訂版 CG コードだけでなく、近年、会社法や“企業内容等の

開示に関する内閣府令”の改正においても“リスクマネジメントの実効性を高めよ”というメッセージが強くなっています。

今次のCGコードの改訂を機に、「なにかが“ざんねん”なリスクマネジメント取り組み」を見直し、アップデートを目指すことも、あわせて推進していくことが重要となります。



リスクマネジメント第三部 統合リスクマネジメントグループ
上席コンサルタント 加藤 壮

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2021